

## 中小企業信用保険法第2条第5項第2号の認定について（ご案内） （セーフティネット保証2号の認定について）

### 【認定要件】

- ・当該事業者と直接取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上※の見込みである中小企業者→「様式2-①-イ」を使用。
- ・当該事業者と間接的な取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上※の見込みである中小企業者→「様式2-①-ロ」を使用。

※平成14年3月より、マイナス10%以上に緩和中です。

### 【指定期間】 令和6年12月19日（木）まで

※指定期間とは、認定申請をすることができる期間です。

※指定案件によって指定期間が異なります。詳しくは、中小企業庁のホームページにてご確認ください。

### 【提出書類】

#### <個人事業者>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②認定申請書に記入した売上高等の実績が確認できる書類の写し（売上帳簿など）
- ③直近の確定申告書と青色申告決算書の写し
- ④許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑤当該事業者と取引を行っていることを証明できる書類の写し
- ⑥委任状（金融機関が書類提出する場合）

#### <法人>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②認定申請書に記入した売上高等の実績が確認できる書類の写し（売上帳簿など）
- ③現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3ヶ月以内） ※業種、法人確認のため。写し可
- ④直近の決算書の写し
- ⑤許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑥当該事業者と取引を行っていることを証明できる書類の写し
- ⑦委任状（金融機関が書類提出する場合）

### 【問合せ・申込先】

江南市役所 商工観光課 商工・企業誘致G  
0587-54-1111（内線337）